

## 【会議録】

主 題 令和８年度 第１回つくばみらい市障がい者支援協議会

●日 時：令和８年７月８日（水）午後２時～

●場 所：みらい平市民センター４階 会議室２

●出席委員：原口朋子委員、大久保安雄委員、君嶋俊樹委員、山迫美晴委員  
賀内洋介委員、宮本瞳委員、石田奈津子委員、安河内崇代委員  
荒井栄司委員、間宮正孝委員、瀬尾加代子委員、小故島真樹委員、  
柴山亮委員 以上１３名

●欠席委員：菊池芳江委員 以上１名

●事務局：社会福祉課 高瀬課長、加瀬課長補佐（進行）、兼重主事、齊藤主事

●傍 聴 人：なし

全体会開会（午後２時００分）

### １．開会

### ２．委員紹介

### ３．議事（会長が議長となる）

（１）第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画の事業実績（令和７年度分）について

#### 【事務局説明】

#### 【質疑・応答】

委員１：県内、子どもの数は少ないのに事業所も増えてきていて、どうしてなのか、という話を先日聞いた。大人のサービス利用が伸びていないので、この辺りについて、どのような理由があるか知りたい。

事務局：詳細までは把握していない。しかし、ある程度の方がサービスの利用につながっているからではないかと感じている。新規でサービスの利用を希望する方は、精神の方が多くなっている。自立支援医療の精神通院を持っており、仕事に行けなくなってしまう、通所したいという方がこれからどれくらい増えるか、と考えている。

委員１：手帳をお持ちの方については、一定程度サービスの利用につながっているという理解でよろしいか。

事務局：３障害の手帳で、身体障害者手帳、療育手帳というのは、数的にはそれほど大きくは変わっていない。精神の手帳を取得する方が、年々増加している。電車の運

賃の割引があるので、増えているのではないかと。精神障害者保健福祉手帳所持者は、近年、年間 40～50 人程増加している。多くはサービスにつながっていると思う。

(2) 第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画策定、第 4 期障がい者計画中間評価アンケート調査について

【事務局説明】

【質疑・応答】

委員 2：精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム（以下、にも包括）につなげていくためには、抽象的な部分が多く分かりづらいという意見もある。まずは精神障がい者への個別支援が重要であると国でも示されており、個別支援を徐々に広げていくことが、にも包括の支援体制構築につながっていくと考えている。

委員 3：就労選択支援については、要件に適合する事業所は非常に少ない状況である。県内では 12 か所ほど設置されているものと思われる。今後、実施を進めていく上では、まだ課題が多いと感じている。私どもの事業所でも早期に申請を行ったが、基準に一部適合しない点がありました。わずかに解消すれば基準を満たす状況ではあった。現在、就労移行支援事業所は減少しており、一方で、数値からも分かるように B 型事業所は増加している。B 型事業所から一般就労につなげることは、短期間では非常に難しい面がある。

委員 4：就労選択支援については、ある程度体制の整った事業所でなければ、負担が増える一方で採算を確保することが難しいと考えている。近年は A 型事業所と B 型事業所の差が小さくなってきているケースも見られる。B 型事業所から一般就労につなげるよりも、自事業所内で工賃を上げて運営していく流れに変わってきているのではないかと感じている。

委員 5：高校卒業時に B 型事業所を利用する場合、これまでは移行診断アセスメントを受けていたが、今後は就労選択支援がその役割を担うことになる。つくばみらい市にも就労選択支援事業所が整備されれば、利用希望者がそちらに集中することも考えられる。しかし、事業所が一か所のみでは負担が大きくなると感じている。設置するのであれば、複数箇所あるとよいと考えている。

委員 6：障がい者週間について、市として、期間中にイベント等による啓発活動を実施する予定はあるか。

事務局：障がい者週間につきましては、過去数年間、市ホームページにおいて啓発を行っており、県が実施するイベント等の情報を市ホームページに掲載している。

委員 7：厚生労働省やワーキンググループ等では、来年度の報酬改定に関連して、グループホームの増加に伴う支援の質の低下が課題として指摘されている。今後は、報酬改定等により国の方針が見直され、参入障壁を設ける方向の議論も出ている。こうした動向を受け、慎重になっている事業者も多いものと思われる。そのため、定員が増えにくい事情があるのではないかと考えている。

委員 8：軽度の精神障がいのある方から相談を受けることが多く、要望としては、ヘルパーの利用を希望されるケースが多い状況である。また、時折、ショートステイの利用を希望される相談もあるが、利用可能な場所や依頼先の確認、依頼後の受け入れの可否などにおいて、相談者と事業所との間で調整に苦慮することがある。さらに、事業所が増加している中で、安心して利用できる事業所を見極め、相談者の希望に沿った支援につなげることが難しい場合もある。今後、計画の策定や制度改正を行う際には、こうした現場の課題について十分に議論し、市の障がい福祉支援制度に反映していただきたい。

委員 9：障がい児に対するサービスは非常に充実してきている一方で、親同士がつながる必要性や機会が少なくなっている。例えば、在校生や幼児の保護者の集まりについても、以前ほど聞かなくなった。また、両親ともに就労していることが前提となっている家庭も多く、集まる時間を確保しにくい状況がある。現在はLINEでのやり取りが中心となっている。保護者に時間的・心理的な余裕が少なくなっていることもあり、親同士で情報交換を行う場が減少していると感じている。本人が就職した後も、相談支援を受け、その場で話をするだけになってしまうことが多い。また、現在、いわゆる「18歳の壁」がメディアでも取り上げられている。放課後等デイサービスでは送迎を含めて18時頃まで利用できていたものが、就労移行支援やA型・B型事業所の利用になると、14時頃には帰宅することになる。そのため、家族がますます外出をしにくくなる場合がある。B型事業所の中で収益を上げていこうとする事業所が増えてきていることを実感しており、今後は質の高いB型事業所が増えていくのではないかと感じている。一方で、一般就労をされている方については、上司の理解があっても同僚からの理解が得られず、職場で心ない態度を受けるなどして、支援が途切れてしまうケースがあると聞いている。このような状況について、親同士で話し合っても、現状では互いに受け止め合うことしかできない実情がある。市に要望すべき内容なのか判断が難しい部分もある。実態は刻々と変化しており、親が主体的に動き、つながっていくことを期待することは難しくなっていると感じている。障がいのある子どもが成人した後、親の介護や本人を取り巻くさまざまな事情が重なり、親に対応する余裕がなくなった場合に、何らかの方策が必要ではないかと考える。

計画の成果目標にある、精神障がいに関する「心のサポーター」は具体的にどのような役割を担うものなのか、また、研修では具体的にどのような内容を扱うのか、分かる範囲で教えていただきたい。

委員 1：心のサポーター養成研修は、国が開始した取組であり、身近な人の SOS を見逃さず、一人ひとりがそのサインを受け止めるための知識や対応のポイントを学ぶものである。国としても、多くのサポーターを養成することを目標としているため、養成講座の受講者数が数値目標として掲げられている。研修は 2 時間程度の講座である。国としても推進している取組であることから、何らかの形で開催していきたいと考えている。普及啓発を目的とした研修であり、基本的には無料で受講できる。大人から子どもまで、幅広い方が身近な人の変化に気づき、理解し、受け止められるようになることを目指すものである。

委員 10：実際には、担当地区において障がい者手帳を誰が持っているか、民生委員でも把握できていないのが現状である。高齢者については、65 歳以上の独居の方の名簿をいただくことがあり、一定程度把握しているが、障がいのある方や障がい児のいる家庭がどの程度あるかについては、自宅近隣であれば分かる場合もあるものの、十分には把握できていない。こうした方々を民生委員としてどのように把握し、必要な支援につなげていくかが課題であると捉えている。また、近年は災害も多く発生しており、つくばみらい市内を流れる大きな河川が増水した場合には、避難を検討する必要がある。その際、どのような支援ができるのかについても、今後検討していく必要があると考えている。

委員 11：訪問看護から他の福祉サービスにつなぐことの難しさを感じている。精神障がいのある方から就労系事業所の見学に行きたいという話を受けたことがある。また、先ほどから話に出ているように、B 型事業所が増加しており、チラシを直接持参される事業所もあるが、どのような基準で選べばよいのか分かりにくい状況である。正確な情報をどこで得られるのが課題である。つくばみらい市内であれば相談先を把握しやすい面もあるが、訪問看護とは異なる立場から情報提供をしてよいのか、また、気軽に相談できる機関があるのかについて聞きたい。

委員 12：ご意見の内容から、基幹相談支援センターが一部役割を担うべき事項も含まれていると考えている。基幹相談支援センターがつくばみらい市に設置されたのは令和 3 年であり、本格的に始動したのはここ 2、3 年ですので、今後さらに取組を進めていく必要があり、地域の相談支援事業所の皆様と連携しながら取組を進めている。今後は、このようなアンケートにも基幹相談支援センターが相談窓口として明確に記載されるよう、認知度の向上に努めていく必要があると考えている。

委員 7：アンケート内容についての意見として、障がい者用アンケート 3 ページの問 6 「あなたにはどのような障がいや疾病がありますか。」については、精神障がいのある方に限定されているとのことでしたが、このまま実施するのであれば、問 5 において「手帳をお持ちの方にお尋ねします」などの文言を加える必要があるのではないかと考える。また、8 ページの「障がいのサービスなどの利用について」という表記については、現行のままでよいと思う。理由として、グループホームの利用者の中には、自身が障がい福祉サービスを利用しているという認識がない方も多いと考えられるためである。一方で、「障がいのサービス」と記載するのであれば、10 ページ問 5 の 4 及び 5 にある「福祉サービスを知らなかった」という表記についても、「障がいのサービス」に統一した方がよいのではないと思う。また、21 ページの相談について問 25 の選択肢 3 「障がい福祉サービスを提供する事業所」についても、「障がいのサービス」とした方がよいと考える。

委員 9：アンケートは、障がい者手帳をお持ちの方及び難病の方、2,000 人を対象に送付されるとのことだが、対象者には 18 歳以上の成人だけでなく、子どもも含まれるのか。

事務局：手帳をお持ちの方全員が対象となる。実際には 2,000 人を超える対象者の中から無作為に抽出する予定。18 歳以下のお子さんが対象となった場合は、アンケート用紙を郵送する際、保護者氏名に続けてお子さんの氏名を記載し、発送する予定である。

委員 13：統計として扱うため、母数が分かるようにしておく必要があると思う。昨年度の回収率についても報告があったかもしれませんが、回収率の目標値が設定されていないと、調査結果の信頼性に欠けるのではないかと考える。目標値の設定にあたり、何らかの算出方法があるのか伺いたい。また、一般の方を対象としたアンケートについてですが、当事者には「あなたの障がいは」と質問している一方で、一般の方にとっては、障がいと聞いても身近なものしか思い浮かばない場合があると思う。そのため、答えが見えるようにしたらよいのではないかと考える。例えば、知的障がいや発達障がいについても、特別支援学校の保護者であっても、自分の子どもに関係する範囲以外は十分に分からない場合がある。このような認識の違いが調査結果に影響する可能性があるため提案した。

事務局：回収率につきましては、前回は障がい者手帳所持者が母数 1,800 人に対して、回収件数 810 件で 45%の回収率、一般の方が 1,200 人に対して 452 件で 37.7%の回収率であった。今回は、回収率の向上を図るために、紙媒体以外に、パソコン、スマートフォンでの回答ができるようしている。半数の回収を見込んでいる。

委員 1：一般向けアンケート 4 ページに「ノーマライゼーションについて知っていますか」という設問があります。近年は「インクルーシブ」という表現が用いられることも多い

と思う。両者の違いについて調べたところ、大きな差はないように感じたが、「ノーマライゼーション」という用語を使用する理由があるのであれば、整理しておくといいのではないかと思う。

委員 10：障がい者向けアンケートで今回新たに追加された問 10「現在、医療的ケアを受けていますか。受けていると回答した方にお尋ねします。」について、項目ごとに記入する形式となっているが、11 番の「服薬管理」が具体的に何を指すのか分かりにくいと感じた。例えば、訪問看護師による服薬管理、家族による管理、薬剤師による薬の配達サービスの利用など、どこまでを含めるのかを明確にすると、回答しやすくなると思う。また、「住まいや暮らしについて」の設問では、福祉施設やグループホームのほか、後続の設問にも入所に関する障がい者支援施設などのサービス名や施設名が出てくるが、回答者によっては違いが分かりにくい場合があると思う。そのため、アンケート冒頭にサービスや施設の概要説明を記載しておく、回答しやすくなるのではないかと考える。アンケート途中の 9 ページには利用サービスの詳細が記載されているが、回答に入る前の説明部分に補足説明を加えることで、より円滑に回答できるのではないかと思う。

事務局：後日、修正したアンケート調査票の再度の確認をお願いしたい。

#### 4. 閉会

##### 【配布資料】

- ① 【資料 1-1】 R7 実績
- ② 【資料 1-2】 R7 障がい種別実績表
- ③ 【資料 2-1】 障がい福祉計画・障がい児福祉計画、障がい者計画中間評価
- ④ 【資料 2-2】 第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画スケジュール
- ⑤ 【資料 2-3】 市町村で新たに設定する成果目標及び活動指標